

東北大学に遺贈をお考えの方へ

東北大学基金事務局

〒980-8577 仙台市青葉区片平2丁目1番1号

0120-279-514

FAX 022-217-4818

URL http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kikin/japanese/



あなたのご意思を未来につなぐために

東北大学基金の事業へご関心をお寄せくださり、ありがとうございます。

現在、私たちの社会は、多様な価値観、文化が交わるボーダレスな社会へと変貌を遂げました。本学は諸外国の人々と対等に議論する語学力とコミュニケーション能力を身につけた「国際的に通用する人材」を育成するため、社会の変化を見据えながら時代に即した質の高い教育の提供に取り組んできました。2017年6月には文部科学大臣から指定国立大学法人の指定を受け、これまでの取り組みを更に深化・発展させ、世界最高水準の教育研究活動を展開して参ります。「東北大学基金」は2008年の創設以来、多くの皆様のご支援をいただき、国際社会で指導的な役割を果たす人材を育成するため、学生の留学支援などの国際交流促進事業や課外活動支援事業のために、有効に活用させていただいております。世界最高水準の研究大学としての価値を高めつづけることが大切な今、こうした本基金の活動にご賛同いただき、ご家族から相続された財産や、将来ご自身が遺される財産を本学の発展のために役立ててほしいとのお申し出を多くいただいております。

本基金の充実は、次の100年への発展の原動力となります。

ぜひ、「東北大学基金」へのご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



		ページ			
目次	「遺贈」について	3			
	東北大学基金への遺贈をご検討いただいている方へのお願い	5			
	公正証書遺言と自筆証書遺言の違いについて				
	公正証書遺言の記載例	8			
	「相続財産」のご寄附について ····································	9			
	ご遺志の「かたち」 ····································	10			

ご自身の遺産を寄附したい

遺贈」について



遺言書をつくり、遺産を特定の人や団体に贈ったり、寄附することを「遺贈」といいます。東北大学へご遺贈いただくことは在学中の学生や研究者が携わる本学の教育研究等に活用させていただくだけでなく、将来本学へ進学し、また本学から世界へ羽ばたく優秀な人材を育み、我が国の科学技術の発展を支える「創造と変革を先導する人材」を育成・輩出することにもつながります。

遺贈のご意思は、遺言書を遺すことではじめて実現することができます。

● 東北大学基金へのご遺贈の流れ

遺言書の作成・保管

ご生前



1

遺言によるご寄附について東北大学基金へご相談ください

遺言書を作成される前に東北大学基金事務局までご連絡いただくことをお勧めいたします。 専属の相談員がお話をお伺いしながら、さまざまな支援にかかる活動内容、過去の遺贈による ご寄附の事例などをご紹介いたします。また、将来ご意思を確実に本学のさまざまな事業に活 かしてゆくための注意点についてご説明させていただきます。

2

遺言執行者をお決めいただきます

遺言書の内容を具体的に実現する「遺言執行者」をお決めいただき、遺言書にご記載ください。 遺言執行者には、弁護士、司法書士、行政書士、信託銀行などの専門家をご指定いただくこと をお勧めしております。遺言執行者の指定については詳しくはP5をご参照ください。

3

遺言書の文言表記について確認がある場合がございます

法的に有効で執行できる遺言書を作成するため、 遺言執行者から東北大学に対して、遺言書の文言 表記などについて確認が行われることがあります。

※ご本人の了承なく、遺言者の個人情報を遺言執行者と東北大学 基金の間で共有することはありません。





遺言書を作成いただきます

専門家とご相談の上、公正証書遺言をご作成ください。自筆証書遺言など公正証書遺言以外の形式で遺言書を作成することをご希望される場合は、作成手続きが異なりますので、東北大学基金まで別途ご相談ください。詳しくはP7をご参照ください。

(5)

遺言書の保管中のご連絡について

●各種お知らせの送付

ご要望に応じて、東北大学基金発行の「基金だより」(不定期発行)や各年度ごとの「活動報告書」(年1回発行)など、本学基金を活かした事業や活動に関する最新情報を送付させていただきます。

●ご連絡・お問合せ

遺言書の書き換えや転居など、ご登録情報に変更が生じましたら、東北大学基金までご連絡ください。

遺言書の執行

ご逝去後



6

遺言執行者へご逝去のお知らせをいただきます

遺言執行者にご逝去のお知らせをいただくことで、遺言の執行が開始されます。お知らせがない場合は遺言書のご意思が実現されなくなるおそれがありますので、遺言執行者とご相談の上、ご家族や信頼できる方などから通知人(遺言執行者にご逝去のお知らせをする方)を選び、あらかじめ遺言執行者への連絡を依頼する手順を確認しておくことをお勧めいたします。

7

遺言書の開示があります

遺言執行者が東北大学基金に対して、遺言執行者に就任した通知とともに遺言書の写しを送ります。

8

遺言執行と財産の引渡しがおこなわれます

遺言が執行され、ご寄附いただく財産をお引渡しいただきます。お預かりした貴重なご寄附は、本学の教育研究に役立てられます。

東北大学基金への遺贈を

で検討いただいている方へのお願い

法的に有効な遺言書をご作成ください



代表的な遺言の方式には、公証役場で証人が立ち会って公証人に口述筆記させる「公正証書遺言」、遺言者が全文を自筆で作成し署名押印する「自筆証書遺言」があり、それぞれ特徴があります(詳しくはP7をご覧ください)。東北大学への遺贈をご検討されている方には、安全で確実な「公正証書遺言」を作成していただくようお勧めしております。

ただし、自筆証書遺言でも、信頼のおける専門家にご相談の上作成し、保管・執行を依頼するなどの対応をあらかじめいただくことで、東北大学基金への遺贈を確実に実現することができます。

遺言執行者をご指定ください



遺言書の中で、遺言書に記載された内容を実現する「遺言執行者」をご指定ください。遺言執行者を指定していただくことによって、遺贈のご意思を滞りなく実現することができます。 遺産の引渡しや登記などの手続きを行うときに、法律や財務、不動産登記などの知識が求められることがあるため、遺言執行者には弁護士や司法書士、行政書士、信託銀行などの専門家を指定することが多いようです。

遺留分にご注意ください



遺言書の内容に関わらず、兄弟姉妹以外の法定相続人には「遺留分」として財産の一定割合を受け取る権利が法律によって保障されています。将来、円滑に本学への事業等へ活用させていただくため、遺贈をお考えの際は相続人の遺留分にご配慮の上、慎重にご検討ください。



遺贈先を「東北大学基金」とお書きください



東北大学基金は、東北大学において個人や法人・団体等のみなさまから寄せられるご寄附の 受付窓口として活動している学内組織です。遺贈による東北大学へのご寄附をお決めいただ いた場合は、遺贈先を「東北大学基金」と遺言書の中でご指定ください。

これにより、税金の控除や登記の変更など国内の事務手続きを円滑に進め、確実にご寄附を本学のさまざまな事業へ活用させていただくことができます。

不動産などの遺贈は事前にお問合せください



不動産、株式などの評価性資産の遺贈のご希望も受け付けております。評価性資産の遺贈をご検討の際は当事務局まで事前にお問合せください。

不動産の遺贈に関して

不動産を遺贈いただく場合、その物件の利活用については、売却を含めすべて東北大学にご一任いただくことを前提とさせていただきます。また、遺贈予定の物件については、遺贈をお受けできるか事前に確認させていただきます。場合によっては遺贈をお受けできない可能性がございますこと、ご了承ください。

注)不動産など現物資産の遺贈の場合、相続人の方には「みなし譲渡所得税*」が課税されます。ただし、国税庁に申請いただき、承認を受けることで、非課税となる場合があります。場合によっては、本学が税負担するケースもございます。ご相談下さい。 (※時価と取得価格の差額より算出)

東北大学基金が提携している信託銀行について



現在、以下の信託銀行が提携先となっています。ご紹介のご希望・ご質問等につきましては、 当事務局までお問合わせください。

- 三菱UFJ信託銀行仙台支店
- ●三井住友信託銀行仙台支店
- みずほ信託銀行仙台支店

遺贈のご意思を当事務局までお知らせください



東北大学への遺贈のご意思を遺言書に記されましたら、その旨を東北大学基金までお知らせください。みなさまからのあたたかいお気持ちをお待ちしております。

※必ずご連絡が必要、ということではありません。

当基金に遺贈いただいた財産には相続税が課税されません。

公正証書遺言と自筆証書遺

の違いについて

遺言が法的な効力を持つためには、民法で定められた遺言の方式により作成されている必要があります。民法が認める遺言の方式のうち、一般的に使われる方式は「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類があります。東北大学基金へご遺贈いただく場合は、公正証書遺言をお勧めしております。

公正証書遺言

自筆証書遺言

作成方法

遺言者は、公証役場で2人以上の証人の立会いのもと、遺言内容を口述し、それを公証人が書き取ります。公証人は筆記した内容を遺言者・証人に読み聞かせ、最後に遺言者・証人がそれぞれ署名・押印します。

遺言者本人が遺言書の全文を自筆し、日付を 記載して署名・押印します。

遺言書の 保管

公証役場が原本を、遺言者と遺言執行者等が 正本、謄本を保管します。 保管方法は、特に決まっていません。

遺言の執行

家庭裁判所の検認を受けずに、速やかに執行 することができます。 家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。※①

長所

- ●公証人が作成するので不備により無効となる心配がありません。
- ●公証役場が原本を保管するので、遺言書に 変造、紛失、隠匿の危険性がありません。
- ●家庭裁判所の検認が必要ありません。
- ●誰にも知られず自分ひとりで作成できます。
- ●証人がいりません。
- ●遺言書の作成に手間と費用がかかりません。
- ●作り直しが容易にできます。

短所

- ●公証役場での手続きが必要です。
- ●公正証書作成費用がかかります。※②
- ●2人以上の証人が必要です。※③
- ●遺言書に不備や紛失、変造のおそれがあ ります。
- ●家庭裁判所の検認手続きのための費用と 時間がかかります。
- ※① 遺言書の検認とは、遺言書の偽造・変造を防止するため、家庭裁判所が遺言書の状態などを確認する手続きです。 検認に要する費用は数千円程度ですが、手続き完了までに一定の時間がかかります。
- ※② 公証人の証書作成手数料は手数料令により定められており、遺言の内容により異なります。詳しくはお近くの公証 役場までお問合せください。
- ※③ 遺言執行者に指定した専門家の事務所スタッフなどを証人とする場合が多いようですが、公証役場によっては一定 の費用を支払って証人を紹介してもらう場合もあります。証人は遺言書の内容を知ることになりますので、慎重にお 決めいただくことをお勧めいたします。

公正証書遺言の記載例

平成○○年第○号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の嘱託により、後記証人の立会いの下に、次のとおり遺言者の口述を筆記し、この証書を作成する。

本旨

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第一条 遺言者は、その有する下記の財産につき、遺言執行者において全てを換価し、換価金の中から諸経費、相続債務を支払い、遺言執行の費用及び報酬を控除した残金の中から下記受遺者国立大学法人東北大学基金に遺贈する。

記

(遺贈する財産の表示)

○○○○○○○○○○(同上)

「受遺者]

所在地 宮城県仙台市青葉区片平2-1-1 名 称 国立大学法人東北大学基金 遺贈先は 「国立大学法人東北大学基金」 とご記載ください。

(遺言執行者)

第二条 遺言者は、この遺言の執行者として、次の者を指定する。

○○○(弁護士)

昭和〇年〇月〇日生

(住所) 宮城県仙台市○○区○○△丁目△番△号 (事務所) 宮城県仙台市○○区○○△丁目△番△号 遺言執行者をご指定ください。

本旨外要件

住所 宮城県仙台市○○区○○△丁目△番△号

職業 無職

遺言者 〇〇〇〇

昭和〇年〇月〇日生

上記は印鑑登録証明書の提出により人違いでないことを証明させた。

住所 宫城県仙台市○○区○○△丁目△番△号

職業 弁護士

証人 0000

昭和〇年〇月〇日生

住所 宮城県仙台市○○区○○△丁目△番△号

職業 事務員

証人 〇〇〇〇

昭和〇年〇月〇日生

遺言者、証人が それぞれ署名<u>捺印します。</u>

上記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し、次に署名捺印する。

遺言者 〇〇〇〇 印

証 人 ○○○○ 印

証 人 ○○○○ 印

この証書は民法第969条第1号ないし第4号の方式にしたがい作成し、同条第5号に基づき下記に署名押印するものである。

平成○○年○○月○○日

宮城県仙台市○○区○○△丁目△番△号において

○○法務局所属

公証人が署名捺印します。

→ 公証人 ○○○○ 印



近年、故人から相続した財産の一部を本学にご寄附いただくご相談が増えています。ご寄附いただくことで、本学に対して故人が抱いていた生前の思いを実現し、ご家族で共有していただくことができます。

-般的な相続手続とご寄附の流れ

•	相続開始から 0日	ご逝去	ご逝去とともに、相続が開始します。
	7日以内	死亡届の提出	
•	3ヶ月以内	相続の放棄・限定承認 (相続人の確定)	相続人が相続放棄または限定承認を する場合は、3ヶ月以内に家庭裁判所 へ申述します。
	4ヶ月以内	準確定申告	故人が一定の収入要件を満たしている場合、亡くなった年の1月1日から死亡した日までの所得について相続人が故人に代わって確定申告をします。
		遺産分割	不動産の所有権移転登記や預貯金・動産等の名義変更等の諸手続、遺産分割協議等を行います。遺産分割協議の中で東北大学への相続財産のご寄附について話し合われる方が多いようです。
•	10ヶ月以内	相続税の申告・納付	10ヶ月以内に東北大学に相続財産をご寄附いただき、当基金が発行する領収書を添付して相続税の申告をしていただきますと、ご寄附いただいた財産に相続税が課税されません。

当基金にご寄附いただいた相続財産(現金)には、相続税が課税されません。

当基金へのご寄附については、所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した特定寄附金及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した指定寄附金に該当し、当基金にご寄附いただいた財産には、相続税が課税されません。非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期限内(被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10カ月以内)にご寄附いただき、相続税の申告の時に当基金が発行する「領収書」を添付する必要があります。ご希望される方は、当基金までご連絡ください。

※相続税の税制改革に伴い、2015年1月から基礎控除額が引き下げられました。税金について詳しくは最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。

ご遺志の「かたち」

東北大学基金にお寄せいただいたご遺贈は、寄附者さまのご遺志に基づき、本学においてさまざまな形で活用させていただ いております。ここでは、ご遺贈で本学への思いをつないでくださった方々の事例をご紹介します。



学内保育所の開所 平成30年4月

寄附者さまのご遺志に基づき、病院事業所内保育所を開所 いたしました。これまで、大学病院では事業所内保育所とし て定員26名の星の子保育園を運営しておりましたが、産前 産後休暇や育児休業の人数は130名を超え、また約3,000人 が勤務する状況において常時多くの職員が既存保育所への 入所を希望するも受け入れが難しく保育所の拡充は大きな 課題のひとつでありました。定員120名規模の本保育所の開 所により、医療従事者の職員の活躍の場が広がり、医療への さらなる寄与が期待できるようになりました。

02



留学プログラムの支援

学生時代の国際経験はかけがえのないものであり、一人でも 多くの東北大学生にその貴重な経験を積んでほしい、そして その経験を糧に将来は世界を舞台に活躍してほしい、そんな 寄附者さまのご遺志に基づき、学生の留学プログラムの充実 のために広く活用させていただいております。

3



特定の学問分野への支援

寄附者さまが学生時代を中心にその人生の中で特に造詣の 深かった学問分野への支援のために活用しています。将来を 担う学生・若手研究者が、日本ひいては世界の研究の発展を 先導する優秀な研究者として、また社会の多様な課題解決に 専門的知識をもって取組む社会人として活躍してほしいとい う故人のご遺志がさまざまな形で広がっています。

